

発議第 21 号

住民協議会の活動に関する条例の制定を求める決議について

住民協議会の活動に関する条例の制定を求める決議を次のとおり提出する。

平成 24 年 12 月 14 日 提出

松阪市議会総務生活委員会

委員長 小林 正 司

住民協議会の活動に関する条例の制定を求める決議

本年 4 月 1 日、市内全地域で 43 の住民協議会（以下「協議会」という。）が設立され、9 カ月が過ぎようとしている。

協議会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行うことを目的とされ、その活動に関しては、松阪市住民協議会規則（以下「協議会規則」という。）で定められている。

ここでの協議会の役割は、まちづくりを行うにあたって、地域の住民の意見、要望等を事業に反映させ、地域の課題にみずから積極的に取り組むように努めるものと明確化され、その活動交付金については、松阪市住民協議会活動交付金交付規則でも定められている。

地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成及び地域資源の有効活用に努め、さらには、その時々地域の課題に応じ、創意工夫を活かした実践的な活動の推進や、地域のまちづくりの基本方向を定めた地域計画の策定などその役割は、非常に重要な位置づけとなっている。

以上のように、地域における協議会の役割の重要性を鑑みると、現在、協議会規則でのみ規定されるにとどまる協議会の法的な位置づけは、十分であるとは言えず、よって議会の議決により制定する条例をもって協議会を位置づけることが妥当であると考えられる。

については、市において住民協議会条例など、協議会の活動の根拠となる条例を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 24 年 12 月 14 日

松 阪 市 議 会